

# 「もったいない・いわて3R運動」の運動方針について

## 1 運動の趣旨

令和3年3月に策定した第三次岩手県循環型社会形成推進計画（第五次岩手県廃棄物処理計画・岩手県ごみ処理広域化計画）による普及啓発等を具体的実施するとともに、海洋ごみ対策や食品ロス削減等の新たな課題に対応するため、各主体総参加により、廃棄物の発生抑制を優先する3Rを基調としたライフスタイルやビジネススタイルへの転換を促す県民運動である「もったいない・いわて3R運動」を展開し、普及啓発キャンペーン等の実施や、県民、事業者、市町村、県等の各主体の役割に応じた取組と各主体間のパートナーシップの形成を推進する。

## 2 実施期間

令和3年度から令和7年度（5年間）

## 3 運動方針について

県民、事業者、市町村、県等の各主体が、第三次岩手県循環型社会形成推進計画に基づくそれぞれの役割に応じ、「もったいない」の意識を持って、同計画に掲げる一般廃棄物の減量化等の目標を達成します。

## 4 各主体の役割

### 【県民】

- ・廃棄物や資源の枯渇の問題を自らの問題として関心を持ち、ごみの発生抑制を優先する3Rやごみ処理についての理解を深める。
- ・日常生活において3R、特に2R（3Rのうち、廃棄物の再生利用（リサイクル）に比べ優先度が高い発生抑制（リデュース）及び再使用（リユース）を基調としたライフスタイルへの転換を実践するとともに、市町村や県が実施する施策に積極的に協力、参加する。

### 【事業者】

- ・原材料の選択や製造工程を工夫するなど環境配慮型ビジネスへの転換や、産業・地域のゼロエミッション化、地域循環共生圏の構築に取り組むなど、できる限り自ら排出する廃棄物の排出抑制に努める。
- ・廃棄物が貴重な資源であることを認識し、自ら排出する廃棄物について再生利用等による減量を行うことができる業者への処理委託等により、廃棄物の適正な循環的利用に努め、その上で、処分しなければならない廃棄物について、適正な処理を行う。
- ・廃棄物の運搬又は処分を委託しようとするときには、適正な対価を負担するとともに、優良な廃棄物処理業者を選択し、受託者の処理能力や処分状況の確認を徹底することにより、廃棄物の不適正な処理が行われるリスクを低減する。
- ・製品の製造、加工、販売等に際しては、容器包装の簡素化、繰り返し使用できる商品及び耐久性に優れた商品の製造又は販売、修繕体制の整備、建物の長寿命化、適正な処理が困難とならない商品の製造又は販売、必要な情報の提供など、廃棄物の排出の抑制、再使用、再生利用を考慮した取組に努める。
- ・廃棄物の適正処理による循環型社会の形成のために、適正なコスト負担に対する理解や資源生産性の向上によるコスト削減など、環境経営等に関する一層の理解と取組の促進を行う。

### 【市町村】

- ・自らの区域内における一般廃棄物の排出抑制に関し、適切に普及啓発や情報提供、環境学習等を行うことにより住民の自主的な取組を促進する。
- ・分別収集の推進及び一般廃棄物の再生利用により、一般廃棄物の適正な循環的利用の促進と地域循環圏や資源の循環システムの構築に努め、その上で、処分しなければならない一般廃棄物について、既存施設の長寿命化の手法を含め、適正な中間処理及び最終処分を維持・確保するとともに、ごみ処理広域化計画に掲げる広域6ブロックにおけるそれぞれの取組を推進する。

## 【県】

- ・本計画の目標達成に向けて総合的な観点から、廃棄物の発生・排出抑制、循環的利用及び適正処理を推進するなど、施策を展開することにより、循環型地域社会の形成を推進する。
- ・市町村と連携して3R等の意識啓発や環境教育の充実に努めるとともに、処理に係る市町村の責務が十分果たされるよう必要な支援を行う。また、ごみ処理広域化を促進するため、市町村間の調整や技術的助言等の支援を行う。

## 5 目標

県民に対して目標値が広く浸透するよう、第三次岩手県循環型社会形成推進計画に掲げる次の目標の達成を目指します。

＜目標年次＞ 令和7年度

＜目標数値＞

リサイクル率は、岩手県環境基本計画（計画期間：令和3年度～令和12年度）において、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成28年環境省告示第7号）における目標値27%と同水準まで向上させることを目指すものです。

エコショップいわて認定店等における店頭資源回収量は、年間100トン程度の増加を目指すものです。

県民一人1日当たり家庭系（事業系）ごみ排出量及び最終処分量は、循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月環境省策定）における削減率を踏まえて設定しています。

目標項目	平成30年度実績	令和7年度目標
リサイクル率	18.2%	23.0%
エコショップいわて認定店等における店頭資源回収量	1,475 t	2,200 t
県民一人1日当たり家庭系ごみ排出量	506 g	465 g
県民一人1日当たり事業系ごみ排出量	295 g	271 g
最終処分量	41.3千 t	35.8千 t

## 6 推進体制

「もったいない・いわて3R運動」推進会議（市町村、関係一部事務組合・広域連合、岩手県市町村清掃協議会及び県で構成。事務局：県資源循環推進課）を設置し、運動方針の決定や運動の推進を行います。

## 7 運動の展開

毎年度、市町村、県民、事業者、NPO等の各主体に対して運動への参加の呼びかけと参加主体の実施結果の取りまとめを行います。

また、各主体間のパートナーシップの形成を推進するため、3Rを推進するための普及啓発や3Rに関する意見交換会を実施します。

## 8 運動の進行管理

毎年度、一般廃棄物の排出状況等の実態及びこれらの速報値を調査し、県及び県以外の各主体の参加事業の状況を取りまとめて、これらを県のホームページなどに掲載して公表するとともに、「施策、事業の企画立案」⇒「施策、事業の実行」⇒「施策、事業の実績評価」⇒「評価を踏まえた施策、事業の改善」という政策評価の仕組みに基づくマネジメントサイクルを実施することによって、適切な進行管理を行います。